

# 札幌市内事業者向け主な支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の皆様に対し、各種支援を行います。

給付	飲食店等	道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した	<p><b>令和4年1～2月まん延防止等重点措置協力支援金</b> まん延防止等重点措置による飲食店等の営業時間の短縮要請等（要請期間：原則1/27～2/20）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。 申請期間：令和4年2月21日～3月31日</p> <p><b>令和4年2～3月まん延防止等重点措置協力支援金</b> まん延防止等重点措置による飲食店等の営業時間の短縮要請等（要請期間：原則2/21～3/6）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。 申請期間：令和4年3月7日～4月30日（予定）</p>	札幌市 感染防止対策 協力金事務局 011-330-8396
		新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで、売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した（対象期間：2021年11月～2022年3月）	<p><b>事業復活支援金</b> 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給 （中小法人等最大250万円 個人事業者等最大50万円） 申請期間：令和4年1月31日～5月31日</p>	中小企業庁 事業者復活支援 金事務局 0120-789-140
認証		飲食店の第三者認証を受けたい	<p><b>北海道飲食店感染防止対策認証制度</b> 飲食店における感染対策の実施状況を第三者のチェックを受けることで、飲食店の利用客に感染防止対策に取り組んでいることをアピールすることができ、感染拡大傾向がみられる際、酒類提供等の制限が緩和されます。</p>	北海道 コールセンター 0570-783-816
		一時休業等により従業員の賃金が支払えない	<p><b>雇用調整助成金</b> 一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。現在、助成率の拡充等、特例措置が取られています。 特例対象期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日</p>	雇用調整助成 金等コールセ ンター 0120-60-3999
貸付		資金繰りのための融資を受けたい	<p><b>新型コロナ対応サポート資金</b> 限度：5,000万円 取扱期間：～令和4年3月31日 融資利率：年1.0% 期間：10年以内（うち据置3年以内）</p>	札幌市 事業者向け ワンストップ 相談窓口 専用ダイヤル 011-231-0568
		<ul style="list-style-type: none"> <li>経営相談や融資の相談・市税の納付相談をしたい</li> <li>雇用調整助成金等の申請の方法がわからない</li> </ul>	<p><b>事業者向けワンストップ相談窓口</b> 札幌中小企業支援センター 北海道経済センタービル2階（中）北1条西2丁目） 経営相談、融資認定・相談、 社保等の猶予や雇用維持の相談、雇用調整助成金等の申請サポート、テレワーク導入相談 市税の納税猶予相談、感染予防等の相談</p> <p>受付：平日9:00～12:00、13:00～17:00（最終受付16:30）</p>	札幌市 事業者向け ワンストップ 相談窓口 専用ダイヤル 011-231-0568
相談 猶予		テレワーク導入を相談したい	<p><b>札幌市テレワーク推進サポートセンター（テレサポ）</b> テレワークで使用する代表的な機器やアプリの展示・体験、社労士等の専門家相談、導入経費に対する補助金の案内等を実施 （場所：札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ4階）</p>	札幌市テレワ ーク推進サポ ートセンター 011-708-3500